

現在の場所： [ホーム](#) > [くらしと表示](#) > [お知らせ](#)

科学的根拠をうたった広告にご注意！

～「活水器」は水道水を変えるのか？～

消費者の健康志向などを背景に、「磁気等を利用して水道水のクラスター※を小さくし、おいしい水に変える」など、一見、科学的な根拠に基づくかのような効果・性能をうたう商品が「活水器※」等の名称で販売されています。

東京都では、こうした「活水器」について、景品表示法の観点から調査を実施し、表示に関する科学的視点からの検証を行いました。その結果等について報告します。

「活水器」とは

「活水器」は、浄水器（水道水の残留塩素除去機能を有するもの）とは異なるものである。

浄水器は家庭用品品質表示法の指定品目で、JIS規格により性能試験方法が標準化されている。

これに対し、いわゆる「活水器」については公に定められた規格基準が無く、その性能についての試験方法等は一般的に確立されたものは無い。「活水器」の価格は数万円から数十万円で、中には百万円を超える高額なものもある。また、悪質な訪問販売などによって「活水器」が販売されている例もみられる。

調査・検証の概要

- (1) 調査対象：「活水器」に係る表示 5件（通販カタログ表示1件、インターネット表示4件）
- (2) 調査方法：事業者に対し、表示の客観的根拠等について法に基づく報告の徴収等を行い、事業者からの回答について、専門の助言を得ながら科学的視点から検証を行った。

調査・検証結果の概要

- (1) 現時点で行われている試験結果からは、「水のクラスターが小さくなる」と結論付けることはできない。こうした中で「水のクラスターが小さくなる」等と断定的に表示することは、客観的事実に基づいたものとは認められず、消費者に誤認を与えるおそれがある。
- (2) 「水がおいしくなる」などの様々な効果・性能については、クラスターがちいさくなることとの関連性が不明確で、表示の根拠とされたデータは、関係者による食味試験結果や一部の利用者へのアンケートなど、客観性が確保されているとは認められないものだった。
- (3) インターネットを利用した通信販売事業者の中には、取扱商品に関する十分な情報や表示の根拠を持たないまま、表示を行っているものがあった。

▶ [詳細はこちらをご覧ください<PDF 169KB>](#)

消費者へのアドバイス

今回調査・検証した「活水器」の効果・性能表示は、一見、科学的な根拠に基づくかのようにみえても、実際には客観的根拠に基づくものではありませんでした。

「活水器」ばかりでなく、一見、科学的根拠に基づいたものであるかのような表示が多く見受けられますが、事業者からの情報だけをうのみにせず、多角的に情報を収集したり、東京都消費生活総合センターに相談するなどして、商品やサービスを合理的に選択するようにしましょう。

事業者団体に対する要望等

- (1) 表示を行った事業者に対し、景品表示法の遵守等について指導した。
- (2) インターネット等の通信販売や訪問販売の関係業界団体に、販売事業者が表示責任者として必ず根拠を確認の上、客観的事実に基づいた表示を行うことなど、表示の適正化等について要請した。

今後の対応

注意に従わない場合や、繰り返して違反を行うなど悪質な場合には、事業者名を公表する。

お問い合わせ先

東京都生活文化スポーツ局消費生活部取引指導課表示指導係
電話：03-5388-3068

 東京都生活文化スポーツ局消費生活部  東京都消費生活総合センター  東京都計量検定所
Copyright (C) 2007 Tokyo Metropolitan Government All Rights Reserved.